

最終保障供給約款以外の供給条件（電気・ガス料金支援に係る
電気料金の特別措置）の特例承認申請について

2024年12月6日
関西電力送配電株式会社

当社は、2024年11月22日に閣議決定された「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」に基づく電気料金の支援措置^{*}の実施に関して、対象となるすべての需要家に迅速に支援を届けるよう、経済産業省から要請を受けました。

上記を踏まえ、以下の電気・ガス料金支援に係る電気料金の特別措置の実施にあたり、最終保障供給約款以外の供給条件について、本日、承認申請しましたのでお知らせします。

○主な特別措置内容

1. 適用対象

最終保障供給約款に基づき、高圧で電気の供給を受けるお客さま

2. 適用期間

2025年1月使用分から2025年3月使用分まで

ただし、契約電力500キロワット以上のお客さまで、検針日が毎月初日のお客さまは、2025年2月使用分から2025年4月使用分まで

3. 国が定める値引き単価

(1) 2025年1月使用分から2025年2月使用分まで

1. 30円/kWh（消費税等相当額を含む）

(2) 2025年3月使用分

0. 70円/kWh（消費税等相当額を含む）

ただし、契約電力500キロワット以上のお客さまで、検針日が毎月初日のお客さまにおける(1)については、2025年2月使用分から2025年3月使用分まで、(2)については、2025年4月使用分。

4. 値引き方法

適用期間における1月ごとの燃料費調整単価について、国が定める値引き単価を差し引いた上で、電力量料金を算定します。

なお、お客さまによる手続きは不要です。

5. お客さまへのお知らせ方法

2025年2月分料金以降の毎月の請求書および、当社ホームページ
(<https://www.kansai-td.co.jp/application/last-resort/index.html#section3>) に
おいて値引き単価を掲載します。

別紙：最終保障供給料金の請求書イメージ

- ※ 毎月の請求書に直接反映する形で電気料金の値引きを行い、電気料金の値引きを通じて生活者・事業者を支援する対策です。
詳細は、経済産業省資源エネルギー庁の特設サイト
(<https://denkigas-gekihenkanwa.go.jp/>)をご覧ください。

以 上